

市民参加型竹林管理モデル実証事業

竹林、竹材の利活用に係る経費の参考例

内容	参考例	備考
竹林管理活動や竹材を活用したイベント等に直接必要な経費のうち次に掲げるもの。 ただし、60万円(税抜)を上限とする。		
(1)需用費 (活動用具、事務用品、看板類等)	ヘルメット、防護服、手袋、安全靴、 なた、のこぎり、燃油、殺虫剤 竹加工にかかる材料、広葉樹苗木、 活動について標記した看板、 文房具・印刷費	人件費、食糧・飲食代は対象外 竹林管理活動や竹材を活用したイベント等に直接利用しない事務用品等は対象外
(2)備品費 (活動に必要な3万以上の機材)	主に手道具、動力工具類、資材を対象 竹伐採にかかる機械類 (刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、 チップパー等) 竹加工にかかる機械類 (電動カンナ、ベルトサンダー等) 電気柵・土留め柵等構築物の資材 資機材保管庫	軽トラック等の車両は対象外
(3)役務費 (通信費、傷害保険費)	郵送費、傷害保険	
(4)使用料及び賃借料 (会場使用料、機器等借上費)	研修会会場の使用料、 竹林・イベントで使用する簡易トイレレンタル料	竹林や事務所の賃借料、家賃等は対象外
(5)委託費 (自ら行うことが困難なものに限る)	機械メンテナンス費、イベント会場設営費等	

※対象経費は、竹林管理活動や竹材を活用したイベント等に直接利用するものに限ります。

判断に迷うものについては事前にご相談ください。

※実績報告書に帳簿、購入品の写真または画像、レシート等の添付が必要です。

※市による経費の精査の結果、補助金交付の対象外となる場合があります。